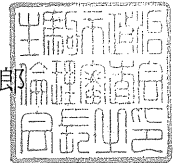


平成25年5月10日

生駒市長 山下 真 殿

生駒市政治倫理審査会

会 長 中 川 幾 郎



市長、副市長に係る調査請求について

このことについて、平成25年4月8日付け生総第4号の生駒市政治倫理条例第9条第3項の調査依頼について、同条第4項の調査は下記の理由で実施できなかった旨、報告します。

記

1. 本件請求について

調査依頼のあった13件の調査請求書は、平成24年12月28日から平成25年2月19日にかけて、NPO法人 生駒市民オンブズマンから市長等が生駒市政治倫理条例に定める政治倫理基準等に反する行為をした疑いがあるとして、同条例第9条第1項の規定による調査の請求がなされ、平成25年4月8日付け生総第4号で市長から同条第3項の規定に基づき調査を求められたものである。

なお、調査請求は、別紙調査請求書一覧のとおりである。

2. 調査の結果について

本審査会は、生駒市政治倫理条例第9条第4項の調査報告を行うため、請求者から提出された各々の調査請求書及び添付資料を基に検討を行ったが、請求趣旨及び理由が不明瞭、あるいは、請求内容を立証するための資料が添付されていないため、調査することができなかった。

なお、調査請求内容が不明瞭な場合は、調査請求書を受理する際に請求者に対し、請求趣旨及び理由を明確にするよう要請する必要があると考える。

以上



調 査 請 求 書 一 覧

受付番号	調査対象者	違反号	審査内容
130	市長、副市長	4条1号、4号	虚偽公文書作成(行政保有情報適正管理体制確立委員会の報告書は委員会がデッチ上げた報告書である。)
131	市長、副市長	4条1号、4号	東コミセン用地購入問題の公印文書偽造、同行使に対する調査委員会を設置し、調査を依頼するが放置した。
132	市長、副市長	1条、自治基本条例第15条(基準外)	法令遵守委員会のホームページ内の会議録を正当な手続きなしで要旨に改正された、公文書偽造
134	市長	同上	法令遵守推進条例第2条第7号に該当する不当要求行為警告書に対する苦情
135	市長、副市長	同上	行政保有情報適正管理体制確立委員会の運営を批判(職権乱用)
136	市長、副市長	1条(基準外)	審査請求内容が不明瞭
137	市長、副市長	1条、自治基本条例第15条、35条(基準外)	行政保有情報適正管理体制確立委員会の運営を批判(虚偽報告書)
138	市長、副市長	1条、自治基本条例第15条(基準外)	監査結果の修正は違法
139	市長、副市長	1条、自治基本条例第15条(基準外)	スマートコミュニティ事業の広報への掲載の広告料免除は不法行為である。
141	市長、副市長	1条、自治基本条例第15条(基準外)	スマートコミュニティ事業の広報への掲載の広告料免除は不法行為である。
143	市長、副市長	1条、自治基本条例第15条、28条(基準外)	国際音楽祭のチケット販売方法が不適切なため、詐欺師扱いされ、名誉棄損である。
144	市長	1条、自治基本条例第15条(基準外)	市主催の行事の実施基準が不明瞭であり、市長の独裁行政である。
145	市長、副市長	4条1号	「生駒市民ではない。」と罵倒